

再生可能エネルギー事業者の皆様へ

# 地域に裨益する再生可能エネルギー事業の 実施に関するガイドライン

令和3年10月

久慈市

## 1 目的

本ガイドラインは、久慈市内における大規模再生可能エネルギー事業（以下「再エネ事業」という。）の導入に関し、当該再エネ事業が「地域に裨益する」ものとなるよう再生可能エネルギー事業者（以下「再エネ事業者」という。）が配慮・実施すべき事項について定めることを目的としています。

再エネ事業が本ガイドラインに沿ったものと認められる場合、市は再エネ事業の導入に関し積極的に支援します。

## 2 定義

### (1) 再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものをいう。

### (2) 大規模再生可能エネルギー事業

環境影響評価法に規定される「第二種事業」以上の規模で実施される再エネ事業をいう。

### (3) 地域循環共生圏

環境省が提唱する地域レベルでの環境・経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための概念をいう。

## 3 基本的な考え方

久慈市を含む北岩手の9自治体<sup>\*</sup>では、環境省が提唱する「地域循環共生圏」の考え方に共鳴し2020年2月に「北岩手循環共生圏」を構築しました。

北岩手循環共生圏では、再生可能エネルギーを核とした①地域脱炭素化、②地域内経済循環の最大化を理念として、さまざまな取り組みを進めています。

市では、再エネ事業者と連携して実施される地元協調のための取り組みが、この理念の達成に向け重要であるとの認識に立ち、2021年に市及び市内の関係団体で構成される「「地域に裨益する」再エネ開発実現のための地元協調のあり方に関する検討会」を設置し、再エネ事業を行う上で実施すべき地元協調策について検討を実施し、本ガイドラインを取りまとめました。

上記に鑑み、市では、本ガイドラインに記載の地元協調策の実施を伴う再エネ事業を地域に裨益する再エネ事業として整理し、住民説明会の共催や環境アセスメント手続きの側面支援等、積極的に支援させていただくこととしています。

※9自治体：久慈市、二戸市、洋野町、軽米町、一戸町、葛巻町、九戸村、野田村、普代村

## 4 配慮・実施すべき事項

再エネ事業の実施に先立ち、市と再エネ事業者間で「(1) 実施いただきたい地元協調策」の内容に基づき協議の上協定締結をお願いします。

協定書には、地元協調策のほか「(2) その他、協定書に記載させていただく事項」の項目について記載させていただきます。

### (1) 実施いただきたい地元協調策

概要のみ記載しています。詳細については、再エネ事業者の皆様とのご相談によって決定させていただきます。

#### ア 市内企業又は個人による出資の受け入れ

①市内企業又は個人における事業投資先として、②再エネ意識、事業への理解の向上のため出資を受け入れいただく。

#### イ 建設及び維持管理業務の発注先となり得る市内事業所の育成

市及び久慈商工会議所と連携して、再生可能エネルギー発電設備の建設及び維持管理業務に対する市内事業所等の参入支援（参入セミナー講師、個別企業とのマッチング等）にご協力いただく。

#### ウ 地域課題解決のために活用可能な資金提供

売電収入の一部（1%程度）を地元産業振興等（再エネ事業者の希望による）の目的として資金提供いただく。

#### エ 地域新電力と連携したエネルギー地産地消に向けた連携

再生可能エネルギーの地産地消を柱とした「脱炭素」の取り組みを実現するための協議会（久慈地域再生可能エネルギー振興協議会（事務局：久慈地域エネルギー株式会社））の趣旨に賛同いただき、当該協議会に参画いただく。

#### オ 教育・観光に資するPR施設の設置

キャリア教育、生涯学習及び観光等の拠点施設として事業箇所ごとに、研修施設（研修室、トイレ）、PR看板を設置いただく。

#### カ 作業用通路等の供用

林業振興等の観点から、開発に伴う作業用通路等を供用いただく。

### (2) その他、協定書に記載させていただく事項

#### ア 災害の防止に関する事項

#### イ 自然環境、生活環境との調和に関する事項

#### ウ 地位承継に関する事項

### (3) 協定書には、記載しないがご協力いただきたい事項

再エネ事業の実施に際し、配慮いただきたい事項は以下のとおりです。

#### ア 再エネ事業の実施に係る市の地権者支援に関するPRチラシの配布

#### イ 再エネ事業者が実施した風況調査結果等の市への情報提供